

# 事業計画書

(自 令和8年4月1日 ~ 至 令和9年3月31日)

(自 2026年4月1日 ~ 至 2027年3月31日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団

## はじめに

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団（以下、当財団）は、「創造的な研究の奨励などに関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立され、この目的を進めるために、日本国内における皮膚科学の発展に資する研究に対する助成及び奨学寄付を通じ、公益性の高い法人としてわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

<b>1. 実施事業の一覧</b> .....	<b>2</b>
(1) 公益目的事業 .....	2
(2) 収益事業・その他の事業 .....	2
<b>2. 公益目的事業の種類と内容</b> .....	<b>2</b>
【皮膚科学に関する研究に対する助成（研究助成事業）】 .....	2
(1) 第 11 回 高木賞の募集と助成者決定 .....	2
(2) 第 10 回 高木賞の助成実施 .....	4
(3) 第 7 回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表 .....	4
(4) 第 8 回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ .....	4
【皮膚科学に関する大学講座への寄付（奨学寄付事業）】 .....	5
(1) 奨学寄付事業の実施 .....	5
(2) 研究結果報告及び収支報告の入手 .....	6
(3) 事業監査 .....	6
<b>3. 法人運営</b> .....	<b>7</b>
(1) 定例理事会（開催日は予定） .....	7
(2) 臨時理事会（開催日は未定） .....	7
(3) 定時評議員会（開催日は予定） .....	7
<b>4. 事業の公益性について</b> .....	<b>8</b>
(1) 皮膚科学に関する研究に対する助成（研究助成事業） .....	8
(2) 皮膚科学に関する大学講座への寄付（奨学寄付事業） .....	8
<b>5. 法人財源に関する検討</b> .....	<b>8</b>
<b>6. 広報活動</b> .....	<b>9</b>
(1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動 .....	9
(2) 実施事業を通じた広報活動 .....	9
(3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛 .....	9

## 1. 実施事業の一覧

### (1) 公益目的事業

公益目的事業として「皮膚科学に関する研究に対する助成」及び「皮膚科学に関する大学講座への寄付」を実施します。

事業番号	事業名等
公 1	皮膚科学に関する研究に対する助成（研究助成事業）
公 2	皮膚科学に関する大学講座への寄付（奨学寄付事業）

### (2) 収益事業・その他の事業

収益事業・その他の事業は実施していません。

## 2. 公益目的事業の種類と内容

### 【皮膚科学に関する研究に対する助成（研究助成事業）】

今年度は、引き続き設立来の重点事業である、「皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成」を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

本事業は、「個々の特筆すべき研究に対する研究助成」事業として、高木賞（2016年）及び高木賞臨床研究奨励賞（2022年）を創設し、高木賞では、皮膚科領域における診断・予防・治療に直結する臨床研究（疫学調査を含む）、あるいは臨床に即した病態研究を対象に助成し、わが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを趣旨とします。また、高木賞臨床研究奨励賞では、日頃の診療の中から生じる疑問を解決するためなど、実地の臨床での疫学調査や疾患の原因・背景因子調査などへの助成に主眼を置きます。

なお、本事業の運営にかかる資金は、当財団が保有する株式から得られる配当金を主な原資とします。

#### (1) 第 11 回 高木賞の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で高木賞及び高木賞臨床研究奨励賞を募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

##### 1) 実施根拠

定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づき研究助成事業を実施します。

##### 2) 事業の概要

- 助成対象 日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者とし、応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し申請時に満 50 歳

以下とします。ただし、疫学調査などを行う研究グループの代表者は年齢を問いません。また、1施設から複数の応募を可としますが、大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。なお、大学の寄付講座からの応募は、応募者が同大学の皮膚科診療に携わり、応募される研究が皮膚科学部門の長の監督下に実施されることを条件とします（申請書の確認者が皮膚科学部門の長）。

- 助成内容 高木賞では1件あたり500万円を上限に4件以上、総額2,500万円を目途に助成し、高木賞臨床研究奨励賞では1件あたり50万円を最大10件に助成します。募集要項については令和8年（2026年）5月の理事会、予算措置については令和9年（2027年）3月の理事会にて審議します。
- 助成期間 原則、令和9年（2027年）4月から2か年とします。ただし、高木賞臨床研究奨励賞では、2年を待たずに結果が得られた場合、早期に研究結果報告をいただくことが可能で、この場合、報告後、直近の高木賞（高木賞あるいは高木賞臨床研究奨励賞）に応募していただくことができます。
- 募集案内 皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内の大学などの研究機関・診療部門に募集要項を送付します。同時に当財団ホームページ、日本皮膚科学会雑誌、日本臨床皮膚科医会雑誌に募集要項を掲載するとともに、助成情報 navi オンラインデータベースに当該情報を掲載して助成情報を周知します。また、皮膚科学関連学会などにてポスター掲示・パンフレット設置を行います。
- 募集方法 令和8年（2026年）10月1日～11月30日の間に所定の応募用紙にて資料を作成のうえ、所属機関の長（教授、部長など）の応募確認を得て、当財団事務局へメールにて電子的に応募していただきます。
- 選考方法 外部委員で構成する当財団の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法及びその研究計画の妥当性、皮膚科臨床に対する直結度を勘案して書類審査し、令和9年（2027年）2月頃に開催される選考委員会で候補者を選定の上、3月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 成果報告 助成期間終了後に入手した研究結果報告書は冊子化のうえ、研究結果報告書集として配布します。また、国立国会図書館、科学技術振興機構、医学中央雑誌刊行会に納本することにより広く公表します。

### 3) 選考委員会

公益的な観点から助成者を選考するため、皮膚科学に精通した有識者複数名（4名以上）から構成される選考委員会（選考委員は、利益相反のある対象者の選考には参加しない）により公正かつ厳正に評価します。

### (2) 第10回 高木賞の助成実施

令和7年（2025年）10月1日～11月30日にかけて第10回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の募集を実施しました。受賞者は、令和8年（2026年）1月21日の選考委員会で候補者を選定し、令和8年（2026年）3月6日の理事会で決定しました。また、下記の通り、贈呈式を実施し、研究助成を行います。

#### 1) 贈呈式

令和8年（2026年）4月11日に第10回 高木賞贈呈式を東京 品川プリンスホテル（東京都港区）で執り行います。

#### 2) 助成及び助成期間

助成金は、受賞者に対し各所属機関の所定の方法に従い、令和8年（2026年）4月1日以降に支給します。

### (3) 第7回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表

令和5年（2023年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日にかけて助成した第7回 高木賞受賞者からの研究結果報告書を冊子化し、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学などへの配付及び国立国会図書館、科学技術振興機構ならびに医学中央雑誌刊行会への納本により公表します。あわせて財団ホームページへの掲載を検討します。

### (4) 第8回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ

令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日にかけて助成した第8回 高木賞受賞者から研究結果報告書、収支報告書を令和8年（2026年）12月31日までに入手し、助成金が適切に使用されたことを確認します。

## 【皮膚科学に関する大学講座への寄付（奨学寄付事業）】

令和 6 年（2024 年）2 月 2 日の「皮膚科学に関する大学講座への寄付」の追加事業認定を受け、令和 6 年度から、「皮膚科学研究のすそ野を広げる・維持するための奨学寄付」事業を新たな公益事業（奨学寄付事業）として、運用を開始しました。

本事業では、皮膚科学を研究する大学の講座及びその付属病院などの診療部門に対し、要件を満たすことにより、広く、継続的に奨学寄付金（研究資金）を提供します。研究助成事業が、選考委員により選抜された研究への助成であるのに対し、本事業では、約 100 施設（令和 7 年度実績は 99 施設）の講座・診療部門への寄付を想定しています。この数は、大学及びその付属施設の皮膚科学関連講座・診療部門の約 4 分の 3 に相当します。また、研究助成事業が、単一の研究計画に対する 2 年間の研究資金提供であるのに対し、本事業では、講座・診療部門が研究結果報告を適切に提出することにより、講座・診療部門の研究テーマを維持するための基礎となる研究資金の一部を継続的に提供します。

なお、本事業の運営にかかる資金は、マルホ株式会社からの、奨学寄付に用途を限定した寄付金を原資とします。また、補助業務を含む一部の業務はマルホ株式会社に委託するほか、公募などに用いるシステム関連業務については、株式会社電通総研に発注します。

### (1) 奨学寄付事業の実施

#### 1) 実施根拠

定款第 4 条第 1 項第 3 号に基づき奨学寄付事業を実施します。

#### 2) 事業の概要

奨学寄付金交付のための奨学寄付金交付規程及び内規に基づき奨学寄付事業を運営します。なお、寄付先・奨学寄付金額の選定に対し、選考委員会は設けず、要件を満たす寄付先に対し、あらかじめ定められた評価基準に則り、奨学寄付金額を決定します。

- 助成対象 皮膚科を標榜する全国の大学講座及び関連する付属施設の診療部門を対象とします。なお、対象となる講座あるいは診療部門の責任者が日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医であることを要件とします。

寄付対象は、令和 6 年度、令和 7 年度の実績より、上記要件を満たす約 100 施設を想定しています。なお、本事業の趣旨より、研究体制がない施設、他の法人の資金により設立・運営されている寄付講座などは対象としません。

- 助成内容 最高額を 200 万円、最低額を 50 万円として、奨学寄付金を傾斜配分します。なお、間接経費免除には対応いたしません。
- 募集案内 募集要項は毎年 3 月に当財団のホームページに掲載します。

- 募集方法 奨学寄付金の公募受付は、当財団のホームページとは別に、株式会社電通総研が開発・提供し、当財団が管理運営する専用のホームページにて行います。本システムは、多くの製薬企業での使用実績があり、公募による申請受付（研究課題・必要な資金の総額・希望する奨学寄付金額・評価に必要な情報 など）、申請者との電子的連絡機能、審査結果の一括通知、研究報告書・収支報告書の提出依頼、申請者の管理機能（研究報告書の提出状況の管理を含む）を有しており、当財団と申請者間の連携に利用します。
- 募集期間 令和8年（2026年）4月1日～5月31日まで公募を受け付けます。
- 選考方法 応募施設から提出された資料より、研究を遂行する力（申請時の医局員数及び日本皮膚科学会認定皮膚科専門医数）、研究を企画する力（直近3年間の当財団が指定する研究助成の取得件数）、研究を完遂する力（直近3年間の当財団が指定する学会でのポスター発表を含む一般演題数）から、応募施設をあらかじめ定めた算定アルゴリズムに基づき客観的に順位付けし、最終的には9月の臨時理事会にて寄付先、奨学寄付金額の承認を得て、10月より、各施設への奨学寄付手続きを開始します。

## (2) 研究結果報告及び収支報告の入手

寄付金の使途を明確にするために次年度の奨学寄付の募集時期までに研究結果報告書の提出を求めます。なお、この研究結果報告及び収支報告の提出を次年度以降の奨学寄付継続の要件とします。

## (3) 事業監査

奨学寄付事業に関する寄付金の出捐企業であるマルホ株式会社から事業監査（寄付金が正しく奨学寄付事業に活用されているか）を受けることがあります。

### 3. 法人運営

#### (1) 定例理事会（開催日は予定）

令和 8 年（2026 年）5 月 29 日	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和 7 年（2025 年）度事業報告、決算報告の審議</li><li>● 第 11 回 高木賞募集要項の審議</li><li>● 選考委員選任の審議</li><li>● 評議員会開催の審議</li><li>● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告</li></ul>
令和 9 年（2027 年）3 月	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 11 回 高木賞受賞者の決定</li><li>● 令和 9 年（2027 年）度予算・事業計画書の審議</li><li>● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告</li></ul>

#### (2) 臨時理事会（開催日は未定）

令和 8 年（2026 年）6 月	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保有株式（株式会社リニカル）の議決権行使の審議</li></ul>
令和 8 年（2026 年）9 月	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 奨学寄付先・金額の審議</li></ul>
令和 8 年（2026 年）12 月	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保有株式（マルホ発條工業株式会社）の議決権行使の審議</li></ul>
令和 8 年（2026 年）12 月	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保有株式（マルホ株式会社）の議決権行使の審議</li></ul>

#### (3) 定時評議員会（開催日は予定）

令和 8 年（2026 年）6 月 19 日	
議案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和 7 年（2025 年）度事業報告、決算報告の審議</li><li>● 第 10 回 高木賞 受賞者決定の報告</li></ul>

#### 4. 事業の公益性について

定款に創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する旨を明記し、ホームページを活用し、公益性・透明性に留意します。

##### (1) 皮膚科学に関する研究に対する助成（研究助成事業）

ホームページへの掲載の方法で公募を行い、皮膚科学に関する研究を行う大学教授等の有識者で構成される独立した選考委員会による審議にて候補者を選考します。この際、申請者と特別の利害関係のある選考委員は、当該申請者の審査および議決から除斥されます。この候補者について理事会で審議を行い、助成者を決定します。また、受賞者は当財団のホームページへの掲載により公表します。さらに、研究結果の成否にかかわらず研究結果報告書及び収支報告書を提出していただき、助成期間満了年の翌年に高木賞研究結果報告書集を発刊し、国立国会図書館、科学技術振興機構、医学中央雑誌刊行会への納本を通じ広く公表します。

##### (2) 皮膚科学に関する大学講座への寄付（奨学寄付事業）

ホームページへの掲載の方法で公募を行い、透明性を図る観点から、公開された専用のホームページにて申請者が直接入力を行うことにより申請を受付けます。奨学寄付（寄付先・寄付金額）の決定は、公募要件を満たしていることを確認の上、事前に定めるルールに従い数値化された客観的な基準に基づき算定し、理事会の承認を経て決定します。また、奨学寄付を実施した大学名・施設名、講座名・教室名及び寄付金額をホームページへの掲載により公表します。さらに、奨学寄付金の適正な使用を確認するため、研究活動に関する報告書（収支情報を含む）の提出を義務付け、成果報告書の提出を次回以降の奨学寄付実施の条件とします。

#### 5. 法人財源に関する検討

当財団の設立目的は、創造的な研究の奨励などに関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この設立目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした寄せられた個人・団体からの寄付を運用することで得られる運用益（配当金等）及び毎年マルホ株式会社から受ける寄付金を財源とします。

## 6. 広報活動

### (1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動

当財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じて当財団の事業の広報活動に取り組みます。また、作成したポスター、パンフレットなどを皮膚科学関連学会などで配布・活用し、当財団の認知促進を図ります。

助成情報 navi オンラインデータベースに当財団の助成情報を掲載して当財団の認知と応募促進を図ります。

第 10 回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の受賞者の氏名、所属機関、研究テーマ及び研究概要や令和 7 年（2025 年）度の奨学寄付の実施状況を当財団ホームページに開示して当財団の事業内容の広報活動に取り組みます。

### (2) 実施事業を通じた広報活動

第 7 回 高木賞受賞者の研究結果報告書を冊子化して、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する研究機関などへの送付、また、国立国会図書館、科学技術振興機構や医学中央雑誌刊行会への納本によって研究助成活動の公知に努めます。

第 11 回 高木賞/高木賞臨床研究奨励賞の募集要項を国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する研究機関などへ送付します。また、日本皮膚科学会及び日本臨床皮膚科医会に協力をお願いし、学会ホームページへの研究助成情報の掲載を依頼するとともに両学会の学会誌に研究助成の募集広告を掲載します。

これらの活動を通じ、関係者の当財団ホームページへの誘導を推進します。

### (3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛

臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛を第 37 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会（会頭 早川道郎先生）より試行的に開始し、ポスター賞選考規定及び内規が整備された第 38 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会（会頭 島田辰彦先生）より継続的な協賛を行っています。本年度も第 42 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会（会頭 岩崎泰政先生）のポスター賞に協賛することにより、当財団の存在を広く周知すると共に、一層の臨床研究の質向上と臨床研究の活性化に貢献します。なお、ポスター賞には最優秀賞 1 件（盾及び賞金 20 万円）、優秀賞 3 件（盾及び賞金各 10 万円）を贈呈します。

以上